

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
ボート（舵手付きクォドルプル） 1 艇
- (2) 調達物品の仕様
別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 31 年 3 月 31 日（日）
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が図書・教材類の運動・レジャー用品に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約をする者

鳥取県米子市勝田町 1 番地
鳥取県
鳥取県立米子東高等学校長 田中 宏

4 配付資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第 1 号)
- ・入札書 (様式第 2 号)
- ・委任状 (様式第 3 号)
- ・質問書 (様式第 4 号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第 5 号)

5 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒683-0851 鳥取県米子市勝田町1番地

鳥取県立米子東高等学校

電話 0859-22-2178

電子メール yonagoe-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成31年2月18日(月)から同月22日(金)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立米子東高等学校(<http://www.torikyo.ed.jp/yonagoe-h/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年2月18日(月)から同月22日(金)までの日の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成31年2月28日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、2月27日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に平成31年2月25日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、平成31年2月26日(火)にインターネットのホームページ(鳥取県立米子東高等学校ウェブサイト(<http://www.torikyo.ed.jp/yonagoe-h/>))によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成し、5の(1)の場所に平成31年2月27日(水)正午までに、郵便又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けな

(

ればならない。

- (2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出部数は各 1 部とし、その規格は A 4 版とする。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）
- (2) 2 の (4) を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その 1）の写し（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 28 号）第 10 号様式））等（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 入札の参加資格の審査について

9 の (1) により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否についての通知は行わない。開札時に予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者から順に 6 の (1) により提出のあった書類の審査を行い、入札参加資格を有する者が落札者として決定した後は、それ以外の業者の審査を省略して、その案件に限り「不備があっても無効としない」扱いとする。

9 入札及び開札

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は 2 回とする。（初度入札を含めて 3 回とする。）
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札書の様式は様式第 2 号のとおりとする。
- (9) 入札後、本件公告、契約条項及び本入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (10) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (11) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (12) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県立米子東高等学校長 田中 宏」とすること。
- (13) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において委任状（様式第 2 号）のない代理人の入札

(5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。